

● 確定申告時期に時間を要するケースなど

下記に該当する場合には 45 分以内の終了が難しいと見込まれますので、事前相談をお願い致します。

尚、下記のケースのご相談は 11 月 29 日(金)までとなります。(完全予約制)

①記帳(入力)、集計ができていない、消費税の記帳(入力)がわからない

確定申告期間は記帳相談を承ることはできません。
当会は自主申告をサポートする立場のため、記帳(入力)、集計などの作業は必ずご自身でお済ませください。

②帳簿残高が合っていない、帳簿残高がマイナスになっている

日々の記帳から残高確認を行いましょ。現金はもちろん普通預金、売掛金、買掛金、未払金(カード等での購入)や、預り金(専従者・従業員を雇用しており源泉税を預かっている場合)は、残高の相違が多く見受けられます。

(会計ソフト「ブルーリターン A」では、「マイナス残高検索」より確認できます。)

③令和 6 年中に新たに 10 万円以上の減価償却資産の取得がある

取得にあたっては、記帳はもちろん減価償却費の計算、下取りがあった場合には明細書の作成が必要のため時間を要します。

● 45 分の相談時間内で終了するための準備

☆会計ソフト「ブルーリターン A」をご利用の方☆

・日々の記帳から決算書作成前の点検手順

※手順の詳細は、当会ホームページにも公開中

① ~③は常時、④は月毎に確認したのちに、決算書作成となります。(来所前には自己チェックを!)
その後、⑤年次対比表(前年との相違確認)を行います。

- 日々 ①マイナス残高検索
②重複仕訳検索
③合計残高試算表(残高の確認)
月毎 ④月別総括集計表(漏れの確認)



☆手書き記帳されている方☆

集計をしっかり行い、決算書の下書きをしましょう。青色申告会へパソコン入力を依頼する方は、完成した決算書(下書き)を事前に郵送してください。(予約来所時まで打ち込みをしておきます。)

☆会計ソフト、手書き記帳共通☆

些細なことでも不明なことは早期に相談。確定申告時期でいいや!は禁物です。
忘れ物などにも注意しましょう。

● その他

・再予約の料金は、前日の正午以降の日程変更、相談日当日に時間を超過して新たに予約した場合が適用。また、状況に応じて時間超過にも適用。ただし、悪天候による交通機関の麻痺など、本人の責めに帰する事由がない場合を除きます。

・咳や発熱などの症状がある場合は、他の利用者および従業員の安全確保のため、当会のご利用をお控えいただきますようお願いいたします。体調が回復され次第、改めてご予約ください。

・悪天候(雪などによる交通機関麻痺)などのやむを得ない事情により急遽閉所させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。(その際は、当会ホームページおよびメール登録済の方へお知らせ致します。)

ご不明な点がございましたら事務局までお問合せ下さい。



一般社団法人みどり青色申告会
電話 045-989-5011 FAX 045-989-5022
予約 TEL 050-3719-5607
080-9566-8518
e-mail midori-airo@nifty.com

重要! 令和6年分 所得税、消費税 確定申告相談会のご案内

一般社団法人みどり青色申告会
会長 津本 晃



平素より当会をご愛顧いただき厚く御礼申し上げます。

事務局内の限られたスペース・人員で十分な予約枠数の確保および対応を行うことは非常に困難な状況であるため、本ページの下段にあります「当会からのお願い」についてご確認ください、ご協力をお願い申し上げます。

また、皆さまに円滑に確定申告を完了いただくため、事前のご相談を重視しております。確定申告期間中の再予約や、期限間際のご相談は有料制としておりますので、極力お控えください。

さらに、会報 11 月号の表紙でもご案内しておりますとおり、**持続可能な会運営とサービス維持のため、今年度より、所得税相談会における『臨時徴収金』および消費税相談の利用者負担を導入いたしました。**

負担をお願いすることとなり、誠に心苦しい限りではございますが、当会運営のため、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今年度より導入いたします。ご相談前に受付でお支払いください。

所得税	臨時徴収金 初回のみ	1,000 円
※令和 6、7 年度のみ(2 年間の暫定措置(会費の額改定、施行後は廃止))		
消費税	一般課税	2,000 円
	簡易課税・2割特例	1,000 円
※いずれも初回のみ		

当会からのお願い

- ・1 回の来所で確定申告を完了させるよう心掛けてください。
- ・「ご自身の申告」というご認識をもっていただき、記帳・決算書作成についてのご相談は、早期(年内)に行ってください。
- ・土地・建物の売却や先物取引、FX、暗号資産、特定口座以外の株式の売却等は相談の範囲外につき、税務署(入場整理券制)や税理士にご相談ください。

● 相談日程表・提出期限

- 所得税確定申告相談会 提出期限:令和7年3月17日(月)
- 消費税確定申告相談会 提出期限:令和7年3月31日(月)

所得税、消費税ともに
提出期限(最終日)の受付は午前中まで



(一社)みどり青色申告会 平日 午前9時~午後5時

045-989-5011
予約 TEL 050-3719-5607
080-9566-8518

令和7年1月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
	業務開始			年末調整相談会		
				決算相談会		
12	13	14	15	16	17	18
		年末調整相談会		決算相談会		
19	20	21	22	23	24	25
			決算相談会			
26	27	28	29	30	31	
	所得税 予約相談開始					

2月・3月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
						午前のみ
9	10	11	12	13	14	15
						午前のみ
16	17	18	19	20	21	22
						午前のみ
23	24	25	26	27	28	3/1
						午前のみ

3月						
日	月	火	水	木	金	土
2	3	4	5	6	7	8
	代理送信 受付終了					
9	10	11	12	13	14	15
			有料1回 2,000円 3/17まで			
16	17	18	19	20	21	22
	所得税最終 午前のみ	特別休暇	消費税 予約相談開始			午前のみ
23	24	25	26	27	28	29
30	31					
	消費税最終 午前のみ					

● 開始時間 (所得税)

- ① 9:00 ② 9:50 ③ 10:40 ④ 11:30 ⑤ 12:20
- ⑥ 13:10 ⑦ 14:00 ⑧ 14:50 ⑨ 15:40

※開始時間の5~10分前にご来所ください。(朝の開門は10分前)
※④~⑥は交代制による昼休みのため、予約枠数が少なくなります。

ご相談時間は、おひとりさま 最大 **45** 分間となります。

● 予約受付・変更

① WEB、来所

令和6年12月2日(月)午前9時~ 当会ホームページに公開

※受付:前日の正午まで 変更・キャンセル:原則予約日の2営業日前まで
それ以降はお電話にて承ります。



スマホ、タブレット
はこちら

② 電話

令和6年12月10日(火)午前9時~

予約受付・変更 専用電話 ※平日 午前9時~午後5時

050-3719-5607 または 080-9566-8518

※開始当初は大変混雑致します。
繋がらない場合には恐れ入りますが時間または日にちをおいてから再度お掛け直してください。

→メモ

(予約の際にご記入ください)

予約日	時間
月 日()	時 分~

● ご予約に際しての注意事項

ご相談は、所得税・消費税それぞれ1回で完了できるようご準備ください。
(相談時間の延長はできかねます。)

有料料金について

①すべての来所者(今年度より新設)

所得税 臨時徴収金 初回のみ 1,000円
※令和6、7年度のみ(2年間の暫定措置(会費の額改定、施行後は廃止))

消費税 一般課税 2,000円 簡易課税・2割特例 1,000円
※いずれも初回のみ

②期間中の再予約(※適用関係については最終ページを参照) ※前年度より引き続き

所得税 2回目以降 2,000円、3回目以降 5,000円

消費税 2回目以降 2,000円

③期限間際のご相談 ※前年度より引き続き

所得税 3月11日(火)~17日(月)の期間の相談:1回 2,000円

※令和6年10月以降
の入会者は、
別途ご案内致します。

- ✓ 消費税課税事業者の方は、消費税確定申告相談会も同時にご予約ください。
期間:3月19日(水)~3月31日(月) (簡易課税・2割特例 25分間、一般課税 50分間)
インボイス登録をされている方は、消費税確定申告が必要です。簡易課税・2割特例に対応した
記帳等が完成している場合に限り、時間内で所得税と同時の確定申告を承ることがございます。
- ✓ 準会員(ご家族等)のご相談がある方
準会員はご予約いただけませんので、原則、正会員とは別日のご案内となります。
- ✓ 変更、キャンセルは必ずご連絡ください。(原則:予約日の2営業日前まで)
- ✓ 担当者の指名には応じかねます。
- ✓ スペースの都合上、ご来所の際は必要最小限の人数でお願い致します。